

⇩ 相続税申告後に見つかった財産

Q : 私は、先日、父の相続税の申告書を提出したのですが、最近になって父の財産として証券会社に預けてあった株式が見つかりました。こういった場合、どのような手続きをとればいいのでしょうか？

A : 遺産分割協議書の作成と相続税の修正申告が必要となります。

【解説】

①遺産分割協議書の作成

分割協議を終えた後に被相続人の財産が発見された場合は、その新たに発見された財産について相続人間で分割をし、遺産分割協議書を作成することとなります。この場合、すでに行われた分割については、瑕疵が無い限り、新たに分割し直すことはできず、その発見された財産についてのみ分割をすることとなります。

②相続税の修正申告

納税申告書を提出した者は、先の納税申告書の提出により納付すべきものとして、これに記載した税額に不足額があるときは、税務署長による更正があるまでは、課税標準等又は税額等を修正する申告書を提出することができます。したがって、新たに財産が発見されたことにより、相続税額が増加する者については修正申告が必要となります。なお、自主的に修正申告を提出する場合には、加算税は課されませんが、調査等で申告漏れ財産が発見された場合等は、過少申告加算税や重加算税が課されます。

